

市民部  
令和5年(2023年)12月8日調製

## 定例会提出予定案件資料

ページ

1 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子 ..... 1～12

# 1 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子

## (1) 改正理由

出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）に係る国民健康保険料のうち、出産（予定）日の属する月（以下「出産（予定）月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産（予定）月の翌々月までの期間に係る所得割額および均等割額を減額するための規定を整備するため

## (2) 改正内容

### 保険料の減額に係る規定の見直し（第19条の4）

出産被保険者に係る国民健康保険料のうち、減額の対象となる所得割額と均等割額は、当該出産被保険者に係る所得割額と均等割額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額とする。

なお、減額後の額が基礎賦課額・後期高齢者支援金等賦課額・介護納付金賦課額のそれぞれの賦課限度額を超えた場合は、それぞれの賦課限度額とする。

## (3) 施行期日

令和6年1月1日から施行する。

## 函館市国民健康保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条 保険料の賦課額のうち一般被保険者 (法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条または第19条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～ウ (略) エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項および第72条の3の2第1項の規定による繰入金および国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 (第19条または第19条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条 保険料の賦課額のうち一般被保険者 (法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条、第19条の3または第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～ウ (略) エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金ならびに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 (第19条、第19条の3または第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p>

民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。) の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項および第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(介護納付金賦課総額)

第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第19条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があつた場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、または1世帯に属する被保険者数が

(2) (略)

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(介護納付金賦課総額)

第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第19条または第19条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があつた場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、または1世帯に属する被保険者数が

増加もしくは減少し、もしくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつたもしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、もしくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第10条もしくは第13条の2の基礎賦課額、第13条の6の3もしくは第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加もしくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）または特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）もしくは第13条の8の介護納付金賦課額または次条第1項各号に定める額もしくは同条第2項もしくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日または1世帯に属する被保険者数が増加もしくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）もしくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつたもしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日もしくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

## 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10

増加もしくは減少し、もしくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつたもしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、もしくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつたもしくは特例対象被保険者等でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第10条もしくは第13条の2の基礎賦課額、第13条の6の3もしくは第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加または減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）もしくは第13条の8の介護納付金賦課額または次条第1項各号（同条第2項または第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の3第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第13条第1項もしくは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第2項または第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額もしくは同条第4項各号（同条第5項または第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日または1世帯に属する被保険者数が増加もしくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）もしくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつたもしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日もしくは特例対象被保険者等となつたもしくは特例対象被保険者等でなくなつた日の属する月から、月割をもつて行う。

## 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10

条もしくは第13条の2の基礎賦課額、第13条の6の3もしくは第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額もしくは第13条の8の介護納付金賦課額または次条第1項各号に定める額もしくは同条第2項もしくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条第1項または第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする（第3項に規定する場合を除く。）。

2 (略)

3 当該年度において、第19条第1項に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条第1項または第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額

4 (略)

(新設)

条もしくは第13条の2の基礎賦課額、第13条の6の3もしくは第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額もしくは第13条の8の介護納付金賦課額または次条第1項各号に定める額もしくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条第1項または第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする（第3項に規定する場合を除く。）。

2 (略)

3 (略)

(1) 第13条第1項または第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) (略)

4 (略)

（出産被保険者の保険料の減額）

第19条の4 当該年度において、世帯に出産

被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条または第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第4項に規定する場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第24条の3第1項第3号および第2項第1号において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条または第13条の2」とあるのは「第13条の6の3または第13条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、「第4項」とあるのは「第5項において準用する第4項」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条または第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、「第4項」とあるのは「第6項に

において準用する第4項」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第19条第1項に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条または第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条または第13条の2」とあるのは「第13条の6の3または第13条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条または第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と読み替えるものとする。

(新設)

(出産被保険者に関する届出)

第24条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日および個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日および個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠または多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにできる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにできる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにできる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項および第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

**改正後の函館市国民健康保険条例第19条の4第2項の規定による読み替え後の  
同条第1項**

読み替 前	読み替 後
<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち<u>基礎賦課額</u>は、<u>第10条または第13条の2の基礎賦課額</u>から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）とする（<u>第4項</u>に規定する場合を除く。）。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の<u>基礎賦課額</u>の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第24条の3第1項第3号および第2項第1号において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の<u>基礎賦課額</u>の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち<u>後期高齢者支援金等賦課額</u>は、<u>第13条の6の3または第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額</u>から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）とする（<u>第5項</u>において準用する<u>第4項</u>に規定する場合を除く。）。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の<u>後期高齢者支援金等賦課額</u>の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第24条の3第1項第3号および第2項第1号において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の<u>後期高齢者支援金等賦課額</u>の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2～6 (略)</p>

改正後の函館市国民健康保険条例第19条の4第3項の規定による読み替え後の  
同条第1項

読み替前	読み替後
<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条または第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第4項に規定する場合を除く。）。</p>	<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、第13条の8の介護納付金賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）とする（第6項において準用する第4項に規定する場合を除く。）。</p>
<p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第24条の3第1項第3号および第2項第1号において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第24条の3第1項第3号および第2項第1号において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2～6 (略)</p>

**改正後の函館市国民健康保険条例第19条の4第5項の規定による読み替え後の  
同条第4項**

読み替前	読み替後
<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第19条の4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当該年度において、第19条第1項に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち<u>基礎賦課額</u>は、当該減額後の<u>第10条または第13条の2の基礎賦課額</u>から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の<u>基礎賦課額</u>の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の<u>基礎賦課額</u>の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第19条の4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当該年度において、第19条第1項に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち<u>後期高齢者支援金等賦課額</u>は、当該減額後の<u>第13条の6の3または第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額</u>から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の<u>後期高齢者支援金等賦課額</u>の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の<u>後期高齢者支援金等賦課額</u>の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>5・6 (略)</p>

**改正後の函館市国民健康保険条例第19条の4第6項の規定による読み替え後の  
同条第4項**

読み替前	読み替後
<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第19条の4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当該年度において、第19条第1項に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に<u>出産被保険者</u>がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち<u>基礎賦課額</u>は、当該減額後の<u>第10条または第13条の2の基礎賦課額</u>から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の<u>基礎賦課額</u>の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の<u>基礎賦課額</u>の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第19条の4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当該年度において、第19条第1項に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に<u>出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）</u>がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち<u>介護納付金賦課額</u>は、当該減額後の<u>第13条の8の介護納付金賦課額</u>から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の<u>介護納付金賦課額</u>の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の<u>介護納付金賦課額</u>の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>5・6 (略)</p>